改正後

【本編】

Ⅱ 系統金融機関監督上の評価項目

Ⅱ-3 業務の適切性

Ⅱ-3-2 利用者保護等

Ⅱ-3-2-5 預貯金・リスク商品等の販売・説明態勢

Ⅱ-3-2-5-1 意義【共通】

系統金融機関は、預貯金等の受入れに際し預貯金等に関する情報 提供を行わなければならないとされており(農協法第 11 条の 6 第 1 項、信用事業命令第 11 条、農中法第 57 条第 1 項、農中法施行規 則第 60 条及び第 61 条)、特に信用事業命令第 12 条第 1 項各号及 び農中法施行規則第 62 条第 1 項各号に掲げる商品を取り扱う場合 には、預貯金等との誤認を防止するために適切な説明を行うことと されている。また、系統金融機関は、その営む業務の内容及び方法 に応じ適切な業務運営を確保するための措置に関する内部規則等 を整備し、当該内部規則等に基づいて業務が運営されるための十分 な体制を整備することとされている(農協法第 11 条の 4、第 11 条 の 6 第 2 項、信用事業命令第 10 条の 3、第 12 条、第 15 条、農中 法第 57 条第 2 項、第 59 条の 2、農中法施行規則第 62 条、第 71 条 、第 85 条)。

リスク商品の販売に当たっては、農中法及び農協法のみならず金融商品取引法などの関係法令の規定も踏まえたうえで、上記の体制整備を行う必要がある。

特に、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動によりその元本に損失が生ずるおそれがある預貯金

【本編】

Ⅱ 系統金融機関監督上の評価項目

Ⅱ-3 業務の適切性

Ⅱ-3-2 利用者保護等

Ⅱ-3-2-5 預貯金・リスク商品等の販売・説明態勢

現

行

II - 3 - 2 - 5 - 1 意義【共通】

系統金融機関は、預貯金等の受入れに際し預貯金等に関する情報 提供を行わなければならないとされており(農協法第 11 条の 6 第 1 項、信用事業命令第 11 条、農中法第 57 条第 1 項、農中法施行規 則第 60 条及び第 61 条)、特に信用事業命令第 12 条第 1 項各号及 び農中法施行規則第 62 条第 1 項各号に掲げる商品を取り扱う場合 には、預貯金等との誤認を防止するために適切な説明を行うことと されている。また、系統金融機関は、その営む業務の内容及び方法 に応じ適切な業務運営を確保するための措置に関する内部規則等 を整備し、当該内部規則等に基づいて業務が運営されるための十分 な体制を整備することとされている(農協法第 11 条の 4、第 11 条 の 6 第 2 項、信用事業命令第 10 条の 3、第 12 条、第 15 条、農中 法第 57 条第 2 項、第 59 条の 2、農中法施行規則第 62 条、第 71 条 、第 85 条)。

リスク商品の販売に当たっては、農中法及び農協法のみならず金融商品取引法などの関係法令の規定も踏まえたうえで、上記の体制整備を行う必要がある。

特に、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動によりその元本に損失が生ずるおそれがある預貯金

改正後

又は定期積金等(以下「特定預貯金等」という。)については、金融商品取引法の行為規制が準用され、契約締結前の<u>情報提供</u>義務、広告等の規制等の対象とされていることにも留意する必要がある。(農協法第11条の5、信用事業命令第10条の4から第10条の<u>33</u>、農中法第59条の3、農中法施行規則第85条の2から第85条の28)

Ⅱ-3-2-5-2 主な着眼点【共通】

上記の意義を踏まえ、以下のような態勢が整備されているかについても検証するものとする。

- (1)~(3) (略)
- (4) リスク性商品に係る業務
 - ① (略)
 - ② 特定預貯金等の受入れ

特定預貯金等については、金融商品取引法の行為規制が準用されていることに鑑み、監督上の着眼点については、「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」の「III-2-3-2-1 適合性原則」、「III-2-3-2-3 広告等の規制」、「III-2-3-2-4 顧客に対する説明態勢」、「IV-3-1-2 (3) 高齢顧客への勧誘に係る留意事項」等を参照するものとする。

特に、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の 指標に係る変動によりその元本について損失が生ずるおそれが あること等の詳細な説明を行う態勢が整備されているかに留意 するものとする。

現行

又は定期積金等(以下「特定預貯金等」という。)については、金融商品取引法の行為規制が準用され、契約締結前の<u>書面交付</u>義務、広告等の規制等の対象とされていることにも留意する必要がある。(農協法第11条の5、信用事業命令第10条の4から第10条の<u>30</u>、農中法第59条の3、農中法施行規則第85条の2から第85条の28)

II-3-2-5-2 主な着眼点【共通】

上記の意義を踏まえ、以下のような態勢が整備されているかについても検証するものとする。

- (1)~(3) (略)
- (4) リスク性商品に係る業務
 - ① (略)
 - ② 特定預貯金等の受入れ

特定預貯金等については、金融商品取引法の行為規制が準用されていることに鑑み、監督上の着眼点については、「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」の「III-2-3-2-1 適合性原則」、「III-2-3-2-3 広告等の規制」、「III-2-3-2-4 顧客に対する説明態勢」、「IV-3-1-2 (3) 高齢顧客への勧誘に係る留意事項」等を参照するものとする。

特に、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の 指標に係る変動によりその元本について損失が生ずるおそれが あること等の詳細な説明を行う態勢が整備されているかに留意 するものとする。

改正後

例えば、以下の事項について、契約締結前交付書面の交付又 は当該書面に記載すべき事項の電磁的方法による提供をして 説明することとしているか。

ア~ウ (略)

③•④ (略)

(略) (5)

Ⅱ-3-2-6 苦情等への対処(金融ADR制度への対応も含む | Ⅱ-3-2-6 苦情等への対処(金融ADR制度への対応も含む

II-3-2-6-4 各種書面に記載すべき事項に係る情報提供II-3-2-6-4 各種書面への記載【共通】 【共涌】

系統金融機関は、各種書面(預貯金者等に対する情報の提供、特 定預貯金等契約に関する契約締結前交付書面等)等において金融A いる。それら書面等においては、指定ADR機関が存在しない場合 は苦情処理措置・紛争解決措置の内容を提供する必要があるが、例 えば、系統金融機関が外部機関を利用している場合、当該外部機関 (苦情処理・紛争解決にかかる業務の一部を他の機関に委託等して いる場合、当該他の機関も含む。)の名称及び連絡先など、実態に即 して適切な事項を提供するべきことに留意する。

- Ⅳ-3 特定信用事業代理業者の監督に係る事務処理
- Ⅳ-3-2 許可申請に係る事務処理
- IV-3-2-2 許可の審査に当たっての留意点【組合】

例えば、以下の事項について、契約締結前交付書面を交付し て説明することとしているか。

ア~ウ (略)

③•④ (略)

(略) (5)

系統金融機関は、各種書面(預貯金者等に対する情報の提供、特 定預貯金等契約に関する契約締結前交付書面等)において金融AD DR制度への対応内容を提供することが、法令上、義務付けられて R制度への対応内容を記載することが、法令上、義務付けられてい る。それら書面には、指定ADR機関が存在しない場合は苦情処理 措置・紛争解決措置の内容を記載する必要があるが、例えば、系統 金融機関が外部機関を利用している場合、当該外部機関(苦情処理・ | 紛争解決にかかる業務の一部を他の機関に委託等している場合、当 該他の機関も含む。)の名称及び連絡先など、実態に即して適切な事 項を記載するべきことに留意する。

- Ⅳ-3 特定信用事業代理業者の監督に係る事務処理
- Ⅳ-3-2 許可申請に係る事務処理
- Ⅳ-3-2-2 許可の審査に当たっての留意点【組合】

改正後

Ⅳ-3-2-2-2 業務遂行能力に関する審査【組合】

準用銀行法第52条の38第1項第2号の「特定信用事業代理業を的確、公正かつ効率的に遂行するために必要な能力」の審査は、信用事業命令第57条の7第3号に掲げる事項に配慮して行う必要がある。

審査は、許可申請書、準用銀行法第52条の37第2項、信用事業命令第57条の4第1項第1号から第5号まで、第9号、第12号から第14号までのほか、適宜、その他の書類又は資料を参考にするとともに、必要に応じ、ヒアリングや追加資料の提出など申請者の協力を得て実施することとする。

- (1)~(5) (略)
- (6) 内部規則に係る主な留意点(信用事業命令第57条の7第3号 ニ)

特定信用事業代理業者は、特定信用事業代理業に関する内部規則を定める必要があるが、許可の審査において内部規則の内容を確認するに際しては、例えば、以下の①から⑧につき留意することとする。

- ① (略)
- ② 契約の締結の勧誘及び契約の内容の明確化の方法 内部規則に、顧客への勧誘、契約の内容の明確化及び説明並 びに契約締結時の書面交付又は当該書面に記載すべき事項の 電磁的方法による提供の方法が具体的に定められており、法令 等を遵守した適切な業務を行うこととしているか。また、それ ら法令等の遵守状況について適切に検証する方法等が具体的

現行

Ⅳ-3-2-2-2 業務遂行能力に関する審査【組合】

準用銀行法第52条の38第1項第2号の「特定信用事業代理業を的確、公正かつ効率的に遂行するために必要な能力」の審査は、信用事業命令第57条の7第3号に掲げる事項に配慮して行う必要がある。

審査は、許可申請書、準用銀行法第52条の37第2項、信用事業命令第57条の4第1項第1号から第5号まで、第9号、第12号から第14号までのほか、適宜、その他の書類又は資料を参考にするとともに、必要に応じ、ヒアリングや追加資料の提出など申請者の協力を得て実施することとする。

- (1)~(5) (略)
- (6) 内部規則に係る主な留意点(信用事業命令第57条の7第3号 ニ)

特定信用事業代理業者は、特定信用事業代理業に関する内部規則を定める必要があるが、許可の審査において内部規則の内容を確認するに際しては、例えば、以下の①から⑧につき留意することとする。

- ① (略)
- ② 契約の締結の勧誘及び契約の内容の明確化の方法 内部規則に、顧客への勧誘、契約の内容の明確化及び説明並 びに契約締結時の書面交付の方法が具体的に定められており、 法令等を遵守した適切な業務を行うこととしているか。また、 それら法令等の遵守状況について適切に検証する方法等が具 体的に定められているか。

改正後

に定められているか。

- ② (略)
- ④ 研修の実施方法

内部規則に、法令等を遵守し、金融商品の適切な勧誘、説明 及び書面交付又は当該書面に記載すべき事項の電磁的方法に よる提供を顧客に行えるよう事業の担当者等に適切に研修等 を実施できる体制整備に関する規定が具体的に定められてい るか。

 $(5)\sim(8)$ (略)

(略) (7)

- V-3 農中代理業者の監督に係る事務処理
- V-3-2 許可申請に係る事務処理
- V-3-2-2 許可の審査に当たっての留意点【農中】
- V-3-2-2-2 業務遂行能力に関する審査【農中】

準用銀行法第52条の38第1項第2号の「農林中央金庫代理業を 的確、公正かつ効率的に遂行するために必要な能力」の審査は、農 中法施行規則第123条第3号に掲げる事項に配慮して行う必要があ る。

審査は、許可申請書、準用銀行法第52条の37第2項、農中法施 行規則第 120 条第 1 項第 1 号から第 5 号まで、第 9 号、第 12 号か | 行規則第 120 条第 1 項第 1 号から第 5 号まで、第 9 号、第 12 号か ら第14号までのほか、適宜、その他の書類又は資料を参考にする とともに、必要に応じ、ヒアリングや追加資料の提出など申請者の 協力を得て実施することとする。

現 行

- (略) (3)
- ④ 研修の実施方法

内部規則に、法令等を遵守し、金融商品の適切な勧誘、説明 及び書面交付を顧客に行えるよう事業の担当者等に適切に研 修等を実施できる体制整備に関する規定が具体的に定められ ているか。

 $(5)\sim(8)$ (略)

(略) (7)

- V-3 農中代理業者の監督に係る事務処理
- V-3-2 許可申請に係る事務処理
- V-3-2-2 許可の審査に当たっての留意点【農中】
- V-3-2-2-2 業務遂行能力に関する審査【農中】

準用銀行法第52条の38第1項第2号の「農林中央金庫代理業を 的確、公正かつ効率的に遂行するために必要な能力」の審査は、農 中法施行規則第123条第3号に掲げる事項に配慮して行う必要があ

審査は、許可申請書、準用銀行法第52条の37第2項、農中法施 ら第 14 号までのほか、適官、その他の書類又は資料を参考にする とともに、必要に応じ、ヒアリングや追加資料の提出など申請者の 協力を得て実施することとする。

改正後

(1)~(5) (略)

(6) 内部規則に係る主な留意点(農中法施行規則第 123 条第3号 ニ)

農中代理業者は、農中代理業に関する内部規則を定める必要があるが、許可の審査において内部規則の内容を確認するに際しては、例えば、以下の①から⑧につき留意することとする。

- ① (略)
- ② 契約の締結の勧誘及び契約の内容の明確化の方法 内部規則に、顧客への勧誘、契約の内容の明確化及び説明並 びに契約締結時の書面交付又は当該書面に記載すべき事項の 電磁的方法による提供の方法が具体的に定められており、法令 等を遵守した適切な業務を行うこととしているか。また、それ ら法令等の遵守状況について適切に検証する方法等が具体的 に定められているか。
- ③ (略)
- ④ 研修の実施方法

内部規則に、法令等を遵守し、金融商品の適切な勧誘、説明 及び書面交付又は当該書面に記載すべき事項の電磁的方法に よる提供を顧客に行えるよう営業の担当者等に適切に研修等 を実施できる体制整備に関する規定が具体的に定められてい るか。

(5)~(8) (略)

(7) (略)

現 行

(1)~(5) (略)

(6) 内部規則に係る主な留意点(農中法施行規則第 123 条第3号 ニ)

農中代理業者は、農中代理業に関する内部規則を定める必要があるが、許可の審査において内部規則の内容を確認するに際しては、例えば、以下の①から®につき留意することとする。

- ① (略)
- ② 契約の締結の勧誘及び契約の内容の明確化の方法 内部規則に、顧客への勧誘、契約の内容の明確化及び説明並 びに契約締結時の書面交付の方法が具体的に定められており、 法令等を遵守した適切な業務を行うこととしているか。また、 それら法令等の遵守状況について適切に検証する方法等が具 体的に定められているか。
- ③ (略)
- ④ 研修の実施方法

内部規則に、法令等を遵守し、金融商品の適切な勧誘、説明 及び書面交付を顧客に行えるよう営業の担当者等に適切に研 修等を実施できる体制整備に関する規定が具体的に定められ ているか。

(5)~(8) (略)

(7) (略)

改正後

VII-3 業務代理組合の監督に係る事務処理

Ⅶ-3-2 認可申請に係る事務処理

WI-3-2-2 認可の審査に当たっての留意点【共通】

Ⅶ-3-2-2-2 業務遂行能力に関する審査【共通】

再編強化法施行規則第11条第3項第10号の「代理事業を適正か つ確実に行うことにつき支障を及ぼすおそれがあると認められな い者であること」の審査は、再編強化法施行規則第 11 条第3項第 13 号に掲げる事項に配慮して行う必要がある。

審査は、認可申請書、再編強化法施行規則第 11 条第2項に定め る添付書類のほか、適宜、その他の書類又は資料を参考にするとと もに、必要に応じて、ヒアリングや追加資料の提出など申請者の協しもに、必要に応じて、ヒアリングや追加資料の提出など申請者の協 力を得て実施することとする。

 $(1) \sim (3)$ (略)

(4) 内部規則に係る主な留意点(再編強化法施行規則第11条第3 項第13号ハ)

農中等は、業務代理組合が適切に代理事業を行うことができる よう内部規則を整備させる必要があるが、認可の審査において内 部規則の内容を確認するに際しては、例えば、以下の①から⑧に つき留意することとする。

① (略)

契約の締結の勧誘及び契約の内容の明確化の方法 内部規則に、利用者への勧誘、契約の内容の明確化及び説明 並びに契約締結時の書面交付又は当該書面に記載すべき事項 現 行

VII-3 業務代理組合の監督に係る事務処理

Ⅶ-3-2 認可申請に係る事務処理

VII-3-2-2 認可の審査に当たっての留意点【共通】

Ⅵ─3-2-2-2 業務遂行能力に関する審査【共通】

再編強化法施行規則第11条第3項第10号の「代理事業を適正か 一つ確実に行うことにつき支障を及ぼすおそれがあると認められな い者であること」の審査は、再編強化法施行規則第 11 条第3項第 13 号に掲げる事項に配慮して行う必要がある。

審査は、認可申請書、再編強化法施行規則第 11 条第2項に定め る添付書類のほか、適宜、その他の書類又は資料を参考にするとと 力を得て実施することとする。

 $(1) \sim (3)$ (略)

(4) 内部規則に係る主な留意点(再編強化法施行規則第11条第3 項第13号ハ)

農中等は、業務代理組合が適切に代理事業を行うことができる よう内部規則を整備させる必要があるが、認可の審査において内 部規則の内容を確認するに際しては、例えば、以下の①から⑧に つき留意することとする。

① (略)

契約の締結の勧誘及び契約の内容の明確化の方法 内部規則に、利用者への勧誘、契約の内容の明確化及び説明 並びに契約締結時の書面交付の方法が具体的に定められてお

改正後

<u>の電磁的方法による提供</u>の方法が具体的に定められており、法令等を遵守した適切な業務を行うこととしているか。また、それら法令等の遵守状況について適切に検証する方法等が具体的に定められているか。

- ③ (略)
- ④ 研修の実施方法

内部規則に、法令等を遵守し、金融商品の適切な勧誘、説明 及び書面交付又は当該書面に記載すべき事項の電磁的方法に よる提供を利用者に行えるよう事業の担当者等に適切に研修 等を実施できる体制整備に関する規定が具体的に定められて いるか。

⑤~⑧ (略)

(5) \sim (9) (略)

現行

り、法令等を遵守した適切な業務を行うこととしているか。また、それら法令等の遵守状況について適切に検証する方法等が 具体的に定められているか。

- ③ (略)
- ④ 研修の実施方法

内部規則に、法令等を遵守し、金融商品の適切な勧誘、説明 及び書面交付を利用者に行えるよう事業の担当者等に適切に 研修等を実施できる体制整備に関する規定が具体的に定めら れているか。

⑤~⑧ (略)

 $(5) \sim (9) \qquad (略)$

附則

この通知の改正は、令和7年4月1日から適用する。